

児童虐待からこどもを守るために

『学校・保護者に求められる通告義務と対応』

保護者の皆様へ

全国では毎年多くのこどもが虐待によって命を落としています。だからこそ、虐待の早期発見早期対応が、こどもの命を守るために大切です。

虐待が疑われる場合

学校も 保護者も

関係機関へ通告します

- ☞ 法律上の義務です
- ☞ 生命を守るための行動です

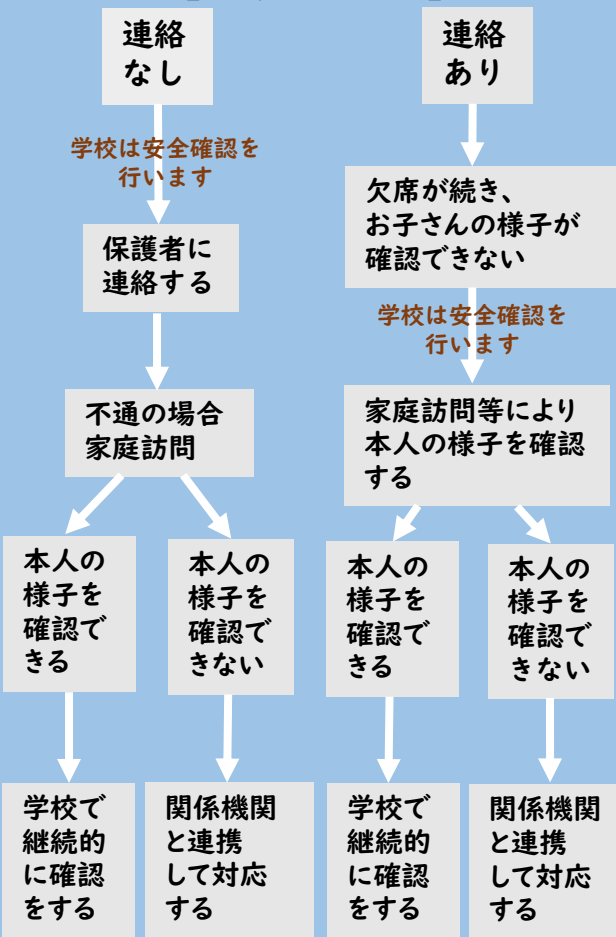
地域と連携して

生命と安全を守ります

- ☞ 市、学校、保護者、関係機関が連携します

学校での安全確認フロー(例)

【欠席したとき】



【法的根拠：児童虐待の防止等に関する法律（要旨）】

- 「学校の教職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」（第5条1項）
- 「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。」（第6条1項）
- 「児童相談所や市が通告を受けた場合においては、通告者を特定させる情報を漏らしてはならない。」（第7条）

相談先一覧

子育てに悩んだら、一人で抱えずに学校や相談窓口へご相談ください。
通告すべきか迷うときも、まずはお電話いただければ大丈夫です。

中央児童相談所 043-253-4101

- ①あきらかな外傷（打撲傷・アザ・骨折・刺傷・火傷など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全にかかわるネグレクト（栄養失調・医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④こどもが家に帰りたくないと言っている場合

児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく） [24時間・年中無休・通話料無料]

習志野市こども家庭課 047-453-7322

- ・上記①～④には該当しないが児童虐待が疑われる場合
- ・保護者やこどもへの支援が必要だと思われる場合
- ・ヤングケアラーに関すること など

習志野警察署 047-474-0110

生命・身体に対する危険性や緊急性が高いと考えられる場合

- ◆長時間の電話や居座り、度重なる問い合わせ、その場で対応困難な要求の繰り返し、暴言、罵声、脅迫的・侮辱発言など、教職員の業務に支障が生じる苦情や要求には、対応しかねる場合がございます。
- ◆保護者の皆様のご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。